

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警察庁丙地発第14号  
平成31年3月19日  
警察庁生活安全局長

各管区警察局長  
警視総監  
各道府県警察本部の長  
各方面本部長  
(参考送付先)

本庁内各局部課長  
各審議官  
首席監察官  
警察大学校長  
科学捜査研究所長  
皇宮警察本部長  
各管区警察学校長  
東京都警察情報通信部長  
北海道警察情報通信部長

山岳遭難の防止対策に関する要綱の制定について

山岳遭難の防止については、各都道府県警察において、それぞれ地域の実態に応じた効果的な事故防止施策を推進してきたところであるが、近年における登山の実情についてみると、登山家等の行うロック・クライミング、雪山登山等専門知識、技術及び経験を要する本格的な登山からハイキング、山菜採り、溪流釣り等のための軽登山、森林浴等に至るまで多様な形態の登山があり、また、登山者の年齢層も、従来は20歳代が多かったものが、いわゆるファミリー登山等の増加により広がっていることから、今後ますます多種多様な山岳遭難が発生するものと懸念される。

このため、この度、別添のとおり「山岳遭難の防止対策に関する要綱」を制定したので、各都道府県警察においては、山岳遭難の実態の分析を的確に行うとともに、地域の実情に即した総合的な施策及び活動を推進し、山岳遭難の防止に努められたい。

【継続措置状況】

初回発出日：昭和62年11月30日

(有効期間：平成31年3月31日)

別添

## 山岳遭難の防止対策に関する要綱

### 目次

- 第1 趣旨
- 第2 山岳遭難の発生実態の分析検討と資料の整備
  - 1 山岳遭難の発生実態の分析検討
  - 2 資料の整備
- 第3 登山シーズンの前における実態把握等
  - 1 登山危険箇所、山岳遭難防止施設等の実態把握
  - 2 気象条件、登山者数等の事前調査
- 第4 山岳遭難防止施設の整備拡充
- 第5 広報啓発活動、山岳関連情報の提供等
  - 1 安全登山、遭難防止等の広報啓発活動の推進
  - 2 登山者の実態把握
  - 3 山岳関連情報の収集及び提供の強化
- 第6 山岳警備の実施
  - 1 山岳警備体制の整備、確立
  - 2 山岳遭難の防止のための警ら、警戒警備活動の実施
  - 3 山岳遭難の発生時における捜索救助活動の実施
- 第7 その他

### 第1 趣旨

この要綱は、山岳遭難を防止のための諸施策及び諸活動を総合的に推進するとともに、山岳遭難の発生時における人命救助を的確に行うため、安全登山のための広報啓発活動、山岳関連情報の提供、山岳警備その他必要な事項について定めるものとする。

### 第2 山岳遭難の発生実態の分析検討及び資料の整備

#### 1 山岳遭難の発生実態の分析検討

- (1) 都道府県警察は、平素から、過去において管内で発生した山岳遭難の事例及び統計を集積し、資料として整備するとともにこれを活用して、次の事項について分析を徹底し、山岳遭難の発生形態に応じ、今後その防止のために講ずべき広報、パトロールその他の施策、遭難発生後の捜索救助活動において採るべき措置等事後の対応策の策定上役立つ反省、教訓等の事項を抽出しておくものとする。

ア 山岳名

イ 発生場所

- ウ 発生日時及び時間帯
- エ 登山の目的
- オ 遭難の原因
- カ 遭難者の死傷等別
- キ 性別
- ク 職業別
- ケ 年齢
- コ 構成員（パーティ）
- サ 山岳会所属の有無
- シ 登山届提出の有無
- ス 救助活動出動人員（警察職員、民間救助隊その他）
- セ 救助要請の有無
- ソ 救助日数
- タ ヘリコプター使用の有無

- (2) 都道府県警察は、管内で発生した山岳遭難に係る遭難者の住居が他の都道府県警察の管轄に属する場合には、当該他の都道府県警察における山岳遭難防止の諸施策に資するため必要な事項を通知するものとし、通知を受けた都道府県警察は、事後の施策の策定に役立てるものとする。

## 2 資料の整備

都道府県警察は、山岳遭難防止施策及び捜索救助の基礎資料とするため、次の資料を作成、整備しておくこととする。

- ア おおむね次のような事項を記載した管内の山岳及びその周辺地域の図面（縮尺は、おおむね1/5,000～1/50,000）
  - (ア) 最寄りの交通機関の駅等からの登山コース（車両の運行が可能なルート及び徒歩のみのルートに区分して）の距離及び所要時間
  - (イ) 登山口、下山口及び登山コースの途中にある山小屋、造林飯場その他宿泊又は退避することのできる施設名、管理機関（者）、管理人居住の有無、テント場、通信中継地、中継員を派遣する場所、通信手段の有無及びその内容並びに登（下）山口からの距離
  - (ウ) 過去における山岳遭難の発生地点及びその概要
  - (エ) その他必要と認められる事項
- イ 山岳遭難防止施策及び捜索救助活動を警察に協力して効果的かつ円滑に推進することのできるおおむね次のような機関・団体等の組織、構成員、連絡窓口等の事項を記載した書面
  - (ア) 山岳遭難防止対策協議会

- (イ) 教育委員会
- (ウ) 営林署その他の山林又は山岳の管理者
- (エ) 山岳会その他の民間の登山関係団体
- (オ) 登山者が多数利用する鉄道その他の交通事業者
- (カ) 登山口等の登山経路に在る観光業者、旅行業者、山小屋等の関連事業者
- (キ) 民間の登山指導及び捜索救助の有志者

### 第3 登山シーズンの前における実態把握等

#### 1 登山危険箇所、山岳遭難防止施設等の実際把握

都道府県警察は、各登山シーズンの前に、あらかじめ、山岳関係機関・団体、気象台等と協力し、登山道及び山岳遭難防止のための諸施設について実地踏査を行う等により、管内の山岳遭難多発地域の地形・地物、登山道、登山危険箇所及び登山道標、危険表示板等の山岳遭難防止諸施設の老朽、破損状況を点検し、補修等を要し、又は新たに設けるべき施設等の実態把握を行うものとする。

#### 2 気象条件、登山者数等の事前調査

都道府県警察は、1のほか、山岳遭難の多発が予想される登山シーズンの前に、管内の山岳に係る気象条件、登山者の予想数等を調査するものとする。

### 第4 山岳遭難防止施設の整備拡充

都道府県警察は、第3の1による実態把握の結果等に基づき、関係機関と協力、連携して、次により、山岳遭難防止施設の整備拡充に努めること。

ア 登山口、登山コース等の重要地点に、山小屋、コース、地形、迷路、危険箇所等を明示した登山指導標を設置すること。

イ 旅館、山小屋、駅、停留所、登山口等登山の拠点となる場所に、天気予報その他の気象情報、登山上の注意事項等を告知するための情報掲示板を設置すること。

### 第5 広報啓発活動、山岳関連情報の提供等

#### 1 安全登山、遭難防止等の広報啓発活動の推進

(1) 警察は、次の事項について、季節ごとに、その特徴的傾向を踏まえつつ、重点的な広報啓発活動を実施することとする。

ア 最近における山岳遭難の統計からみた遭難の原因及び身近な遭難事例

イ 中高年齢者の遭難防止のための心得

ウ 経験豊富なリーダーの下でのパーティーの編成

エ 単独登山その他無謀な登山の回避

オ 無理のない登山計画の作成

カ 登山計画書の効用及びその警察への提出の励行並びに登山計画書の提出方法

キ その他遭難の実態からみた安全な登山のための気象条件、装備、食糧、体力、体調、登山の経験と山岳の選び方、登山コース、日程その他の安全な登山計画を

樹てるのための心得

(2) 警察は、広報啓発活動の実施に当たっては、山岳関係機関・団体、報道機関と連携して、次に掲げる方法による等地域の実情に応じ創意工夫を凝らした効果的な方法により推進することとする。

ア 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に素材を提供するほか、市町村広報紙(誌)、町内会の回覧板、有線放送、派出所・駐在所のミニ広報紙等あらゆる広報媒体を活用すること。

イ 登山に関する専門雑誌その他の出版物に素材を提供すること。

ウ ポスター、パンフレット、リーフレット等の広報資料を作成し、登山者の出発駅、登山口の最寄りの駅、案内所、派出所・駐在所その他登山者が集中する場所において、これらを掲出、配布するほか、リーフレットの配布等によりワンポイントの現場指導を行うこと。

エ 学校、職場、団体等に対して広報資料の配布、専門の警察職員による講演、個別指導等により遭難防止の呼び掛けを行うこと。

オ 旅館、山小屋、交通機関等の協力により一般登山者の注意を促すこと。

(3) 過去における山岳遭難の発生実態等からみて他の都道府県警察の管轄する山岳に登山する者が多数出発する駅、住居等を管轄する都道府県警察は、必要に応じ当該他の都道府県警察と連携の上、地域の実情に応じた広報啓発活動を行うものとする。

## 2 登山者の実態把握

都道府県警察は、捜索救助に際して必要となる遭難者の足取りをあらかじめ把握しておくことができるようにするため、登山者が気軽に記入することができる登山者名簿用紙（登山者カード）を管内の駅、出発地宿泊所、入山管理機関等に備え付け、登山者は必ずこれに記入するよう啓発し、登山者の実態把握に努めるものとする。

## 3 山岳関連情報の収集及び提供の強化

(1) 都道府県警察は、管内の山岳に係る気象情報、山岳遭難危険情報、山岳遭難情報等の山岳関連情報を、次に掲げる方法等地域の実情に応じ創意工夫を凝らした効果的な方法により随時収集するものとする。

ア 山小屋、山案内人組合、地元登山者等の民間関係者の協力を求め、一般登山者の登山状況、山岳遭難危険箇所の出現、山岳遭難の発生等の山岳関連情報の警察官への通報を促進すること。

イ アによる情報のほか、气象台からの気象情報等の収集に努めること。

(2) 都道府県警察は、(1)により収集した情報をテレビ、ラジオ等の報道機関にタイミングよく提供するとともに、山岳情報コーナー等専用電話を設置して登山者等に随時提供するなど効果的な山岳関連情報の提供システムを工夫し、効果的な提供に努めるものとする。

## 第6 山岳警備の実施

### 1 山岳警備体制の整備、確立

都道府県警察は、次のような事項に配意して、山岳警備体制の整備、確立を図るものとする。

#### ア 山岳警備組織の編成

山岳遭難救助のボランティアその他の関係機関・団体等との連携を密にして、遭難発生時に直ちに捜索救助隊を編成し出動することができるよう、地域の実情に応じた捜索救助隊の編成を行うこと。

なお、主要山岳を管轄し、かつ、過去の山岳遭難の実態からみて遭難の多発が予想される地域を管轄する都道府県警察においては、捜索救助活動のみならず、山岳遭難防止のため現地に常駐して警戒警備活動を行うための拠点として臨時警備派出所を設置し、あるいは山岳警備隊を組織するように努めること。

#### イ 山岳警備に従事する警察職員の適格者の選任

捜索救助その他の山岳警備に従事する警察職員は、経験、体力、装備等を考慮して適格者を選任すること。

#### ウ 装備資器材の整備等

現有の山岳遭難救助用の装備資器材については、必要に応じて直ちに使用することができるよう常に点検、整備を怠らないようにするとともに、救助活動の態様により必要となる装備資器材については、部外からの借上げを考慮しておくなど、平素から装備資器材の確保に関し十分配意すること。

特に、警察用ヘリコプターその他のヘリコプターを十分に活用するように配意すること。

また、効果的な捜索を行うために、地域の実情に応じて警察犬（捜索犬）の活用に配意すること。

#### エ 医師、医療機関との連携活動の確保

救難出動時に医師をヘリコプターに搭乗させる等、医師、医療機関との連携活動を確保すること。

#### オ 山岳警備計画の策定

アからエまでの事項に配意して山岳警備組織の編成、装備資器材の整備等を促進し、いかなる事態が発生しても迅速に出動することができるよう山岳警備計画を策定しておくこと。

#### カ 教養訓練の実施

平素から、山岳警備に従事する警察職員に対し、山岳遭難救助その他の山岳警備に必要な登山技術、警察無線機、救命用具その他の装備資器材の操作技能、救急法、遭難者の搬送要領、気象知識、山岳無線の通話要領等について、計画的に実戦的な

教育訓練を実施し、その知識、技能の向上に努めること。

## 2 山岳遭難の防止のための警ら、警戒警備活動の実施

登山者が集中する山岳を管轄する警察署においては、管轄派出所、駐在所等において登山の実態を把握し、必要に応じ、登山口付近においてパトロールを実施する等警ら、警戒警備活動を強化するとともに、登山者に対し、次の事項について現場において注意、指導警告等を行うよう努めるものとする。

ア 登山計画書の提出の有無の確認

イ 登山計画にふさわしい装備及び食糧の携行の点検指導

ウ 避難施設、危険箇所の教示

エ 気象情報の提供

オ その他安全登山について必要な事項

## 3 山岳遭難発生時における捜索救助活動の実施

都道府県警察は、山岳遭難が発生したときにおいては、次のような事項に配慮して捜索救助活動を実施するものとする。

ア 捜索救助隊員の招集計画の策定

山岳遭難が予想される事態が発生した場合において要員を速やかに招集することができるよう、あらかじめ、各種の条件ごとの捜索救助隊員の招集計画を立てておくこと。

イ 捜索救助活動を開始するに当たっての事前検討

関係者から山岳遭難の届出があった場合には、遭難が予想される者の動向、足取り、当時の気象状況、地理的条件等を十分に検討した上で、活動を開始すること。

ウ 遭難発生通報系統の確立

山岳遭難の発生を認知し、又は登山者名簿等により遭難したと予想される事態が発生したときは、速やかに、その後の円滑な情報交換について関係機関と打合せを行い、併せてその通報連絡系統を確立しておくこと。

エ 迅速的確な捜索救助活動の実施

捜索救助活動は、気象条件や地理的条件を考慮の上、迅速、的確に実施するとともに、出動に際しては、現場の指揮体制を明確にし、装備資器材を効果的に活用するほか、活動中における二重遭難等の事故の防止に特段の配慮をすること。

オ 関係機関等との連携

山岳遭難の形態、規模等から多数の機関、団体等による大規模な捜索が行われる事態となった場合には、関係する都道府県警察、関係機関・団体等との連携、協力体制を確立し、捜索方針、物資輸送、通信連絡、隊員の確保及び交代等について相互の齟齬を防ぎ、有機的、一体的な捜索救助活動が行われるようにすること。

カ 捜索打切りの決定

捜索の長期化、気象の変化等により捜索を打切る場合には、関係機関・団体及び遭難関係者の意見を参酌の上、警察の判断で決定すること。

#### 第7 その他

この要綱は、昭和62年12月1日から施行する。